様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　7月　23日    　　経済産業大臣　殿  　　　　　　　　　　（ふりがな）とちぎきやのんじむきはんばいかぶしきがいしゃ  　　　　　　　　　　一般事業主の氏名又は名称　栃木キヤノン事務機販売株式会社  （ふりがな）ふかや　むつみ  （法人の場合）代表者の氏名 深谷　睦  住所　〒321-0111　栃木県宇都宮市川田町780-6  法人番号　2060001002946  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組みについて | | 公表日 | 2025年　5月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 栃木キヤノン事務機販売株式会社　DX特設サイト  トップページに掲載  https://t-canon.jp/  ■経営（DX）ビジョン■環境変化への対応■ビジネスモデルの方向性各部分 | | 記載内容抜粋 | **経営（DX）ビジョン**  弊社は1970年に創業し、お客様のオフィス環境を快適にすることをミッションとして複合機の販売及びメンテナンスを中核のビジネスに据え活動し様々なビジネスパートナーや数多くのお客様とともに私たちも成長してまいりました。  時代の変化とともに、PC需要やネットワー ク構築などデジタル環境の需要も高り、2004年には当社はお客様から求められた製品をお客様にお届けする「卸売業・小売業」ではなく、「お客様第一主義を実践する地域NO.1のITソリューション企業へ」をあるべき姿とし今日まで活動してまいりました。 そして、そこからさらに前へと進んでいく為、お客様の売上拡大、及び業務効率の向上を支援することにとどまらず、地域社会やお客様に一歩先んじて、ITの活用、自社実践により得た知見や見識をもとに、ITの持つ本質的な価値をお客様へ提供していく必要があると考えています。 その為の第一歩として、まずは私たちの業務全体を改めて見つめ直し、デジタルの力を使い改善しお客様とのつながりをより深いものにしてまいります。  **環境変化への対応**  デジタルトランスフォーメーションへの取り組みは、　AI、IoT、5G、カーボンニュートラルと社会がさらに大きく変化する中で、 企業を取り巻く環境はますます複雑さや不透明さを増しています。これからの企業においてはデジタル技術を活用し業務やビジネスモデルの変革を実践し、競争力を高めていくことが求められます。  **ビジネスモデルの方向性**  人や部門で管理していたデータを統合し、効率的なデータ管理を実現します。データの一元管理から、情報の重複や矛盾を防ぎ、正確なデータに基づいた意思決定をサポートします。さらに、データ分析の結果から得られる洞察を活用することで、ビジネスの戦略をより効果的に策定し、競争力を高めることができます。新しいシステムの導入に伴い、従業員のスキル向上や新たな知識の習得が促進され、人材の育成にもつながります。これらにより、持続的な成長と発展を遂げることを期待しています。このモデルを実現する活動から得られた知見や経験をもとに、お客様の DX 推進をサポート出来るDXパートナーとして、お客様と共に歩んでいける企業を目指してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年11月13日取締役会において承認決議された内容を抜粋し具体的な戦略について当社DX特設サイトに掲載しております。  またホームページの内容も代表取締役社長名で発信しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組みについて | | 公表日 | 2025年　5月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 栃木キヤノン事務機販売株式会社　DX特設サイト  https://t-canon.jp/  ■DX戦略　の部分 | | 記載内容抜粋 | **1.SFA/CRMのシステム整備と活用**  自社のデータ管理の課題を洗い出し、オンプレミスのレガシーシステムからクラウド型システムへの移行をはじめています。 必要な時にすぐに取り出せない。個別や部門別で管理しているためどこにあるかわからない。全員が同じ情報を確認することができない。正確性が担保されていない。などの様々な理由から各種戦略へ迅速に転換できていない状態を課題と捉えています。 これらの課題を解決するために、2024年10月に新たなSFA/CRMを導入し自社内全体で活用を開始しました。併せて顧客データが蓄積されている基幹システムとのスムースな連携を行うため、人手に頼っていた部分を自動化し、正確性の担保と生産性の向上を目指す活動もはじめています。全体共有されたSFA/CRMの基盤上で取り扱う顧客・営業活動・ナレッジ等の各種データを分析し、結果をもとに意思決定を行っていくことを継続的に実施して得た成果から、新たなビジネスニーズの創出を目指してまいります。  **2.人材育成・学習・教育環境の整備**  2023年より、社内に「DX推進チーム」を発足させ、DX推進・ガバナンス管理体制の強化およびDX推進に関わる情報共有網の構築を目指します。 DX推進への理解のため、メンバーを中心に「DXビジネス検定」を受験しました。DX推進の学習の機会として、外部講師によるDX学習会を月1回のWEB研修を2023年より合計20回受講しております。学習会で得た情報や資料は、全社員で共有し、社員ひとりひとりのスキルを高め、DX戦略を実現出来るように人材の育成施策にも注力しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年11月13日取締役会において承認決議された内容を抜粋し具体的な戦略について当社DX特設サイトに掲載しております。  代表取締役社長が責任を持って推進することとしています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 栃木キヤノン事務機販売株式会社　DX特設サイト  https://t-canon.jp/  ■DX推進体制　の部分 | | 記載内容抜粋 | **＜推進体制と役割＞**  2023年10月より、ビジネスソリューション事業部より、事業本部直轄の組織として「DX推進チーム」を発足させました。経営陣・社内各部門との連携を図りながらDX推進を加速させてまいります。 「DX推進チーム」はDX推進の中心的な役割を担当します。基幹システムと連携したSFAの定着・運用の推進をはじめ、データ整理・分析を行い、その結果をもとに戦略や企画の立案を行います。また、生成AI等の新たなデジタルツールの情報収集、活用シーンの想像、導入計画等を行い、新たなビジネスニーズの発掘を視野に活動してまいります。これらの活動を通じて各部門の人材教育・育成の一端も担います。  代表取締役社長がDX推進の全権を担います。「DX推進チーム」との連携はもとより、社内各部の横断的な取り組みの推進や、戦略として掲げている取り組みの進捗状況を定期的に把握し、今後に向けた課題や方向性などについて、社内に向けてトップメッセージを継続して発信しております。また、最新デジタル技術・セキュリティリスクへの注意喚起・法改正への対応・セキュリティセミナーの開催情報、自社の取り組みなどを「DX推進チーム」から社内外へ情報提供を行っております。  **＜戦略推進に向けた人材育成＞**  企業活動において社員のリスキリングの重要性が叫ばれる中、戦略の実現をより確実なものにしていくために、社員のDXスキルの強化に注力してまいります具体的な取り組み内容は以下の通りです。 ・協力会社との共催で最新技術や情報セキュリティのトレンドについて、定期的に社内学習会や事例共有会などを開催してまいります。 ・営業部門・サービス部門・ITS部門の全社員に対して、ITパスポート試験（国家試験） ・情報セキュリティマネジメント試験（国家試験） DXビジネス検定を含む、各種外部資格取得を推進し、進捗の管理を全社レベルで行ってまいります。さらに学習内容に準じた取り組みの支援や、資格取得の成果を評価する制度を設定してまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 栃木キヤノン事務機販売株式会社　DX特設サイト  https://t-canon.jp/  ■DX戦略実現に向けた環境の整備　の部分 | |  | 社内業務の効率化を検討の要と捉え、SFA/CRMの最適化を図ってまいります。  クラウド環境でデータの一元管理を行うことで、いつでもどこからでも正確な情報にアクセスできるよう、2024年10月に新たなSFA/CRMを導入し、基幹システムと連携させた上で、社内全部門で運用を開始しております。 顧客に関連する情報や活動内容をシステムで一元管理し全員で情報を共有することで、顧客を起点とした事業戦略や営業プロセスの構築・管理を取り組み始めております。​基幹システムとSFA/CRMのシームレスな連携を実現するため、かつ最新のデータにアクセスを可能とし、テレワークを含む多様化する働き方への対応や生産性の向上につなげてまいります。  最新技術についても社内導入の検討を随時行ってまいります。ビジネスチャットツール/グループウェア等、社内間での事例共有やリアルタイムでの情報共有を行うためのICTインフラにも投資予算を配分しております。 特に様々な活用シーンが今後想定される生成AIにおいては、将来日常的にビジネスに活用されていくことを念頭に、2025年5月より、社内トライアル環境設置の検討を開始しました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組みについて | | 公表日 | 2025年　5月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 栃木キヤノン事務機販売株式会社　DX特設サイト  https://t-canon.jp/  ■DX戦略の達成指標　の部分 | |  | 当社のDX戦略の達成指標として下記の指標を掲げます。  **＜SFA/CRMのシステム整備と活用＞**  ・2024年10月に最適化したSFA/CRMを活用し、営業効率化とデータ分析結果をベースとした取り組みから、DX関連事業（ITプロダクト事業、ITセキュリティ事業、サブスクリプション事業）の2026年度の売上構成比率を全体の30%にすることを目指します。  **＜人材育成・学習・教育環境の整備＞**  ・知識向上を目的に社内学習会や事例共有会を定期的に開催してまいります。 ・DXビジネス検定において、「DXビジネススタンダード レベル」認定を7名を目指します。 ・ITパスポート試験について営業部門・カスタマーサポート部門で合計15名の合格を目指します。 ・情報セキュリティマネジメント試験について営業部門・カスタマーサポート部門で合計5名の合格を目指します。  併せましてDX関連資格の有資格者数を公表してまいります。これらについて、定期的に進捗確認を行い、経過を当社WEBサイトに掲載し公開してまいります。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　7月　11日 | | 発信方法 | 栃木キヤノン事務機販売株式会社　DX特設サイト  新着情報  DX推進進捗状況について、代表取締役社長からのメッセージとして公表  https://t-canon.jp/wp-content/uploads/2025/07/9737059b56a00d079ac79be991831ac2.pdf | | 発信内容 | ■はじめに デジタルトランスフォーメーションへの取り組みは、急速な進展を続けるデジタル化の世において、当社の経営理念・経営ビジョンを実現可能とする重要な事業活動であり、成長戦略を実現するための重要な課題と捉えています。 将来的な環境の変化にも対応し持続可能性の向上(サスティナビリティ)のためにDXへの取り組みを進めてまいります。  ■「システム強化」 2024年10月に新たなSFA/CRMを導入し自社内全体で活用を開始しました。併せて顧客 データが蓄積されている基幹システムとのスムースな連携を行うため、人手に頼っていた部分を自動化し、正確性の担保と生産性の向上を目指す活動もはじめています。全体共有されたSFA/CRMの基盤上で取り扱う顧客・営業活動・ナレッジ等の各種データを分析し、結果をもとに意思決定を行っていくことを継続的に実施して得た成果から、新たなビジネスニーズの創出を目指してまいります。  ■「人材育成」 2023年より、社内に「DX 推進チーム」を発足させ、DX 推進・ガバナンス管理体制の強 化および DX 推進に関わる情報共有網を構築しました。DX推進の学習の機会として、外部講師によるDX学習会を月1回程度の頻度で、WEB研修を2023年より合計20回受講しております。学習会で得た情報や資料は、全社員で共有し、社員ひとりひとりのスキルを高め、DX戦略を実現出来るように人材の育成施策にも注力しております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　6月 | | 実施内容 | ・IPAの自己診断結果入力サイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」に入力を行い、課題の把握を行ったうえ、入力サイトから提出しました。  ・DX推進指標自己診断結果を提出済です。 受付番号： 202506AH00001491 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　11月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2024年11月1日  Security Action自己宣言（2つ星）を宣言しました。  利用者番号：40304069140 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。